

2020年3月25日

足利ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガスおよび電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省からの要請を受け、新型コロナウイルス感染拡大により生活に影響を受けているお客様に対し、下記のとおり、ガスならびに電気料金の特別措置を実施します。

記

1. 適用の対象

当社とガスまたは電気の供給を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度※1の適用を受けたお客様

2. 特別措置の内容

①ガス料金

2020年2月分※2(2月検針分)、3月分(3月検針分)、4月分ガス料金(4月検針分)の支払期限日※3をそれぞれ1か月延長します。

②電気料金

2020年1月分※2、2月分、3月分電気料金の支払期限日※4をそれぞれ1か月延長します。

3. 特別措置の申込方法

特別措置をご希望されるお客様は、下記の連絡先までお申し出ください。

なお、お申し出に際しては、貸付制度適用の証明を確認させていただく場合がございます。

【お申し出連絡先】

担 当 (都市ガス) 営業部お客様サービス課・(プロパン) プロパン部業務課

電話番号 0284 - 41 - 7191

受付時間 8:30 から 17:30 (日曜・祝日除く)

※1 各都道府県社会福祉協議会が行う、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方に向けた緊急小口資金等の特例貸付制度(2020年3月25日より開始)

※2 支払期限日が2020年3月25日以降のものに限る。

※3 当該月のガスの検針日の翌日から起算して50日目

※4 当該月の電気の検針日の翌月のガスの検針日の翌日から起算して50日目

以 上